

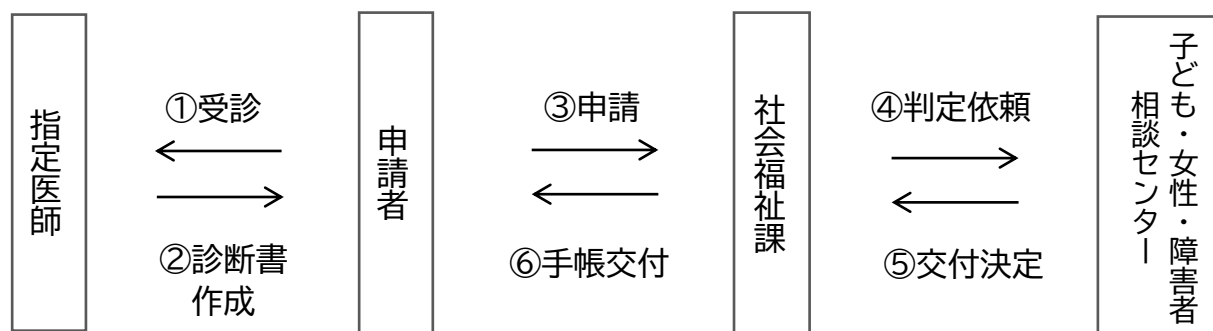
3. 障害者手帳

身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、各種の支援を受けるために必要となるものです。障がいの程度により、1級から6級までの区分があります。

手帳を申請される前に、かかりつけの病院に一度ご相談ください。

● 交付までの流れ ※手帳ができるまで1～2か月ほどかかります。



| 手 続 き | 内 容 | 必 要 な も の | | | |
|----------------|------------------------|--------------------|-----------|-----------|----|
| | | マイナンバーのわかるもの ※1 | 顔写真 ※2 | 診断書 ※3 | 手帳 |
| 新規交付 | 初めて手帳の交付を受けようとするとき | ○ | ○ | ○ | |
| 等級変更 障がい名追加 | 障害程度が変わったり、他の障害が加わったとき | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 居住地変更 氏名変更 | 住所や氏名が変わったとき | ○ | | | ○ |
| 紛失 | 手帳を紛失したとき | ○ | ○ | | |
| 破損 | 手帳を破損したとき | ○ | ○ | | ○ |
| 返還 | 死亡したとき、または必要がなくなったとき | ○ | | | ○ |

※1 マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード等

※2 たて4cm×よこ3cm（上半身・脱帽、1年以内に撮ったもの）

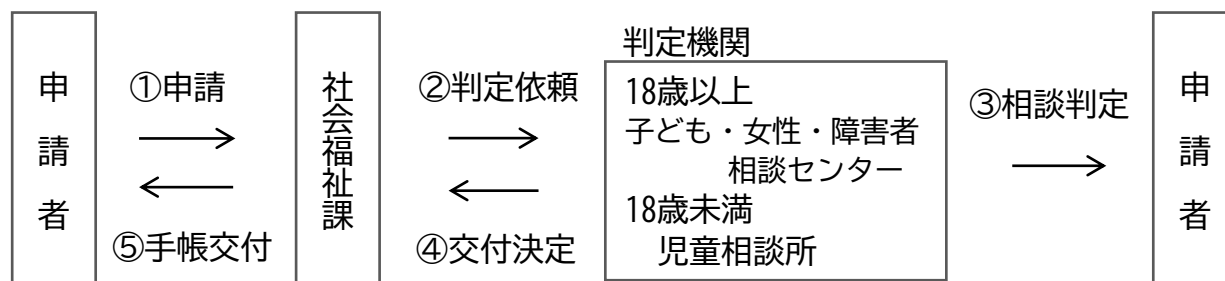
※3 診断書用紙は、社会福祉課または各支所市民サービス課にあります。

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

療育手帳

知的に障がいのある方が、各種の支援を受けやすくするために必要となるものです。手帳の交付を受けるには申請が必要です。障がいの程度により、A、Bの区分があります。

●交付までの流れ ※手帳ができるまで2～3か月ほどかかります。



| 手続き | 内 容 | 必要なもの | | |
|--------|------------------------------|--------------------|-----------|----------|
| | | マイナンバーのわかるもの ※1 | 顔写真 ※2 | 手帳 ※3 |
| 新規交付 | 初めて手帳の交付を受けようとするとき | ○ | ○ | |
| 更新 | 引き続き手帳を所持しようとするとき | ○ | ○ | ○ |
| 再交付 | 手帳を紛失または破損したとき | ○ | ○ | |
| 記載事項変更 | 本人または保護者の氏名、住所または電話番号が変わったとき | ○ | | ○ |
| | 身体障害者手帳の等級または障害名が変わったとき | ○ | | ○ |
| 返還 | 該当しなくなったとき | | | ○ |
| | 再交付を受けた後、紛失した手帳を発見したとき | | | ○ |
| | 死亡したとき | | | ○ |

※1 マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード等

※2 たて4cm×よこ3cm（上半身・脱帽、1年以内に撮ったもの）

※3 他的手帳（身体・精神）をお持ちの場合は持参してください。

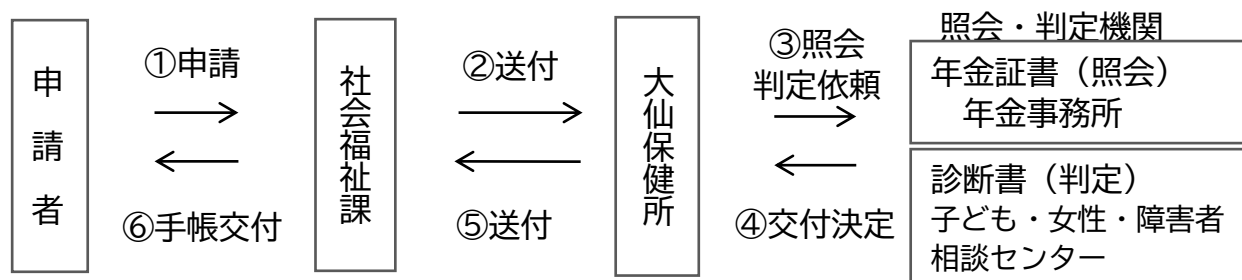
【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）

精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいがある方の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的とした制度で、各種の支援を受けるために必要となるものです。手帳の交付を受けるには申請が必要です。手帳を申請される前に、かかりつけの病院に一度ご相談ください。

●手帳の有効期間 2年間（有効期限の3か月前から更新申請可）

●交付までの流れ ※手帳ができるまで2か月ほどかかります。



| 手続き | 内 容 | 必 要 な も の | | | |
|--------|---------------------------|-----------|--------------------|-----------|----|
| | | 診断書 | マイナンバーのわかるもの ※1 | 顔写真 ※2 | 手帳 |
| 新規交付 | 障害年金受給で初めて手帳の交付を受けようとするとき | | ○ | ○ | |
| | 診断書で初めて手帳交付を受けようとするとき | ○ | ○ | ○ | |
| 更新 | 障害年金受給で手帳を所持しようとするとき | | ○ | ○ | ○ |
| | 診断書で手帳を所持しようとするとき | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 再交付 | 手帳を紛失したとき | | ○ | ○ | |
| | 手帳を破損したとき | | ○ | ○ | ○ |
| 記載事項変更 | 氏名、住所が変わったとき | | ○ | | ○ |
| 返還 | 死亡したとき | | ○ | | ○ |

※1 マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード等

※2 たて4cm×よこ3cm（上半身・脱帽、1年以内に撮ったもの）

【問い合わせ先】 社会福祉課障がい者支援班 TEL:0187-63-1111
各支所市民サービス課（50ページ）